

「債権管理条例」に対する意見募集結果

1 目的

市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を図り、もって市民負担の公平を確保し、及び円滑な行財政運営に資することを目的とした条例を制定します。

この条例制定に向けた基本的な考え方について、広く市民の方から意見を求め、条例制定の参考とするためパブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

平成28年1月4日（月）～2月4日（木）

3 周知方法

- (1) 広報みのかも（12月1日号）にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 美濃加茂市ホームページに「美濃加茂市債権管理条例の制定に向けた基本的な考え方について」を掲載
- (3) 美濃加茂市総務部税務課に「美濃加茂市債権管理条例の制定に向けた基本的な考え方について」を閲覧実施

4 意見の提出状況

- *意見提出者数 1件
- *意見提出件数 2件

5 提出された意見と考え方

<ご意見1>

該当箇所	(第7条) 債務者の生活再建に対する指導助言
意見内容	<p><修正案></p> <p><u>債権の回収が見込める債務者に対し、生活再建に資する指導助言を行うことを規定します。</u></p> <p><u>回収が見込めるとは、概ね3年以内に回収開始可能で、7年以内に債権全額の回収ができると見込めるもの。</u></p> <p><提案理由></p> <p>1、「債務者が著しい生活困難に陥っている」とは、該当する対象範囲が広くなり、結果として指導助言が「広く・浅く」なり、その効果も薄くなる懸念があります。選択・集中することにより、コスト対効果の向上が期待できます。</p>

	<p>2、生活困難に対する生活再建の助言指導は、債務者に限らず困窮者全般を対象とすることであり、他の条例等で対処するのが望ましいと思います。従って、本条例の（第1条・目的）の「市民負担の公平の確保」の柱である債権の回収に特化する。</p>
意見に対する市の考え方	<p>債権回収を進める中で生活困難に陥っていることが判明した場合は、関連部署が連携し適切に指導・助言することを条例に規定することとしています。</p> <p>また、債権を回収する方法等につきましては、時効や免除等法令の規定を順守し適切に対応します。</p>

<ご意見2>

該当箇所	(第10条) 強制執行等
意見内容	<p><修正案> (なお書きの追加)</p> <p><u>なお、「市民負担の公平の確保」の目的から、強制執行等において悪質な納付回避に該当する事象は情報を市報で公表することがある。</u></p> <p><提案理由></p> <p>1、市役所では、厳正かつ公平に市民負担の確保に努めている事実の証として、その一部を公表する。</p> <p>2、市民はその情報から、善良な納税者は納税義務の達成感を味わい、善良でない納税者は、反省と納税意識の向上を期待する。</p> <p>3、個人情報保護条例等の関係法令への抵触回避には配慮するものの、できる限りの詳細情報を公表して納税義務の重要性を啓蒙する。</p>
意見に対する市の考え方	<p>「市民負担の公平の確保」の原則もあり、悪質な滞納者については強制執行の措置を執ります、最終的に訴訟手続きにより履行の請求をする場合は、市議会に議案として提出いたしますので、これにより公表することとなります。</p> <p>また、条例の目的を達成するために、広報等で強制執行の事例等を公表し、納付の重要性を啓発していきます。</p>

* 問い合わせ先 美濃加茂市役所 総務部税務課
電話 25-2111 (内線510)